

医科点数表第2章第10部手術の通則の5(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)及び6 に掲げる手術の実施件数

1. 区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出手術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

2. 区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

3. 区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術		手術の件数
1	胸腔鏡及び腹腔鏡を用いる手術	2

5. その他の区分に分類される手術		手術の件数
	人工関節置換術	0
	乳児外科施設基準対象手術	0
	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	4
	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

期間 : 令和7年1月1日 ~ 令和7年12月31日